

# 周南市地域がつながるこどもの居場所づくり支援補助金



地域がつながるこどもの居場所づくりを推進し、全てのこどもが将来に希望をもって健やかに成長できるまちづくりをめざして、食事の提供、学習支援、体験の提供を通じ地域住民とこどもが交流することができる場を運営する団体を補助する制度です。

## こども食堂



### 要件① 申請できるのは？

次の要件を満たす団体です。

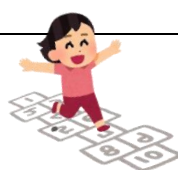
1. 市内に主たる活動場所があること。
2. 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
3. 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
4. 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと。
5. こども食堂については、山口県こども食堂登録簿に登録されている、又は登録を申請中であること。

### 要件② どんな活動が対象？

|       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| こども食堂 | 無料または低額(実費相当額)で、こどもに食事等を提供する活動                      |
| 学習支援  | 無料または低額(実費相当額)で、こどもに学習の機会を提供する活動                    |
| 体験の提供 | 無料または低額(実費相当額)で、キャンプ、農作物の収穫、遊び等、こどもに様々な体験の機会を提供する活動 |

上記に該当し、次の要件を満たす活動が対象です。

1. 市内で実施すること。
2. 開設年度を除き、こども食堂は年3回以上、学習支援・体験の提供は年6回以上実施すること。
3. 学習支援・体験の提供は1回あたり2時間以上実施すること。
4. 参加するこどもを特定せず、誰でも参加できること。
5. 営利を目的とするものでないこと。
6. 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等安全安心な運営に配慮すること。
7. 支援が必要なこども及びその家庭の様子を見守り、必要に応じて市と連携できること。
8. 開設準備費の補助を受ける場合は、3年以上継続して運営する意思があること。



### 要件③ 対象になる経費は？

| 補助対象経費 |                    | 内容(参考例)                                   |
|--------|--------------------|-------------------------------------------|
| 開設準備費  | 工事請負費、修繕料          | キッチンの修理、スロープの設置等、活動場所の環境整備に係る費用等          |
|        | 備品購入費              | 調理家電等、補助事業で使用する、単価が1万円以上のもの(例:冷蔵庫、炊飯器、机等) |
|        | その他開設準備に必要と認められる経費 | 看板、のぼり、調理器具等複数回の開催で使用するもの                 |
| 運営費    | 報償費                | 講習会の講師に対する謝礼等<br>※スタッフ経費は対象外              |
|        | 消耗品費、教材費、食材料費      | 紙、プリンターインク、教材、食材等、補助事業で使用する、単価が1万円未満のもの   |
|        | 印刷製本費              | コピー代、パンフレットやチラシ印刷、写真現像等                   |
|        | 通信運搬費              | 郵便料、電話料等                                  |
|        | 保険料                | 損害保険の保険料等                                 |
|        | 会場使用料、賃借料、光熱水費     | 活動場所の使用料、物品の借上料、光熱水費等                     |

## ▼ 補助金の額

補助金は、次の額を上限とする。

※それぞれの実支出額が補助金の額を下回る場合は減額する(千円未満の端数を切り捨て)。

|       | こども食堂型(食事の提供)    | NEW 居場所型(学習支援・体験の提供) |
|-------|------------------|----------------------|
| 開設準備費 | 上限10万円           | 上限5万円                |
| 運営費   | 実施回数×1万円(上限12万円) | 実施回数×5,000円(上限6万円)   |

## NEW 開設準備費(機能強化)について

開設年度に加え、既に「こども食堂型」または「居場所型」の活動を実施している団体が、新たにもう一方の機能を拡充する年度において、開設準備費(機能強化)の申請を認める。

## NEW 運営費(大規模加算)について

18歳以下が50人以上参加した場合は、運営費上限額に以下の金額を加算することができる。

|       | こども食堂型(食事の提供)      | 居場所型(学習支援・体験の提供)   |
|-------|--------------------|--------------------|
| 大規模加算 | 実施回数×5,000円(上限6万円) | 実施回数×2,500円(上限3万円) |

## ▼ 補助対象期間について

4月1日 ≤ 交付申請した日 ≤ 事業着手日 のいずれか遅い日から、  
事業完了日 ≤ 実績報告した日 ≤ 3月31日 のいずれか早い日までを補助対象とします。  
※この期間外に行われた活動や収支は、事前準備や後片付けを含め、補助対象外です。

## ▼ 補助金交付の基本的な流れ

| 申請者(事業を行う団体)                           | 市(あんしん子育て推進課)                             |
|----------------------------------------|-------------------------------------------|
| ①交付申請を提出する。                            | ②提出された交付申請一式を受理する。<br>内容を審査し、交付決定を通知する    |
| ③交付決定通知書を受領する。<br>事業を実施～完了後、実績報告を提出する。 | ④提出された実績報告一式を受理する。<br>内容を審査し、交付額の確定を通知する。 |
| ⑤確定通知書を受領後する。<br>補助金の交付請求を行う。          | ⑥交付請求書を受領し、補助金を交付する。                      |
| ⑦補助金を受領する。                             |                                           |

●原則、補助金の交付時期は事業完了後(実績払い)ですが、各団体の状況を考慮して必要と認められる場合には、事業完了前(概算払い)にすることが可能です。ご希望の場合は、事前にご相談ください。

※運営費の大規模加算は、実績払いのみ(概算払い不可)です。事業完了後、加算を希望される場合は、実績報告の前にご相談ください。別途申請書類の提出が必要となる場合があります。

●補助金の交付には、市会計課に団体情報や口座情報の登録が必要です。

●事業の期間や補助金の額に変更がある場合、変更申請が必要となる場合があります。  
速やかにご相談ください。

申請前の相談を  
おすすめします！

### 【問合せ／申請等提出先】

〒745-0005 周南市児玉町1丁目1番地 徳山保健センター2階  
周南市 こども未来部 あんしん子育て推進課 こども政策担当  
☎0834-22-8452 ✉anshinkosodate@city.shunan.lg.jp

詳しくは、市ホームページをご覧ください。(下記 URL または右 QR コードを参照)

➤<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/103/129184.html>

